



秋本議員の再生エネ永田町報告



洋上風力環境アセス、

交通整理を政府に指摘

こんにちは、衆議院議員の秋本真利です。

2月25日に予算委員会第七分科会（経産省）及び第八分科会（国交省）において質問に立ちました。第七分科会では電気事業法の改正や石炭火力発電の輸出4要件の見直し、パリ協定のNDC（各国が決めた貢献）等について質問をしました。私はこのNDCについて、期限に縛られて形だけのものを出すよりも、時期を少しずらしてでも中身のあるものを提出すべきだと考えています。経産省からは、NDCの内容、提出時期等を主要国の情勢を踏まえて関係省庁と調整しているとの回答がありました。

予算委員会第八分科会では、再生エネについていくつか質問をしました。まず、国交省に対して洋上風力発電について3点、①洋上風力新法の有望区域において、事業者がバラバラに動いて環境アセスプログラムというような事象が発生し、許可申請について事業者がバラバラに行なうということが起きています。これでは、地元に余計な負担がかかる面は否めないで、環境アセスは国が行って事業者にバトンタッチするような交通整理をすべきではないか。②基地港湾ができた時の岸壁の賃借料や促進区域の占用料は、既存の県条例よりも安価な額にすべきではないか。③洋上風力発電の中長期ビジョンを欧州はもちろん、近隣のアジア各国ですら掲げており、ビジョンがない日本のマーケットは諸外国からみて魅力に欠ける。わが国の洋上風力産業を振興するためにも、近隣諸外国に見劣りしないような野心的なビジョンを掲げるべきではないかと質問をしました。



国交省からは、①事業者が必要な調査や評価を行なうことになっているが、国が取得した事前の調査結果については、事業者が環境アセスにおいて活用できるものがあれば提供できる可能性があるとの回答。私からは、環境アセス法を改正してでも国が交通整理をする必要があるのではないかと要望をしました。②占用料や貸付料については、洋上風力発電が円滑に推進できるように適切な額に設定する。③官民が課題や態様について議論する場の構築や洋上風力発電産業にかかる中長期ビジョンの作成は有効と考えており、引き続き経産省や産業界とともに取り組みを加速していきたい——という回答を得ることができました。先の予算委員会でも経産大臣から、「官民協議をする場を立ち上げる」旨の答弁を得ているので、そう遠くない時期に場が設けられてビジョンが策定されることになるはずで



私としては、今秋までにはビジョンが作成されて新しい導入目標が掲げられるよう、働きかけ続けたいと考えています。

また、風力発電に関しては、自然公園の沿岸に風車を建てる時に、視野角で開発に規制をかけている都道府県があります。地方公共団体によって基準がバラバラだと事業展開に支障があるのではないかとという点についても、国において統一的な見解を出す等の交通整理が必要ではないかと質問しました。

この点については環境省から、自然風景の保護上の支障となるかどうかは具体的な事案によって個別に判断する必要があるため、一律に基準を設定するのが難しいが、国や都道府県の審査にバラつきが生じることを避ける観点から、主要な眺望地の抽出方法、規模、色彩や配置等を示した技術的なガイドラインを都道府県に示している。今後も必要があれば、都道府県に技術的情報提供をする予定である旨の答弁がありました。環境省の示す内容の解釈に地域によってバラつきがあるので、全国の事例についても調査するよう要請をしたところです。

（自民党再生可能エネルギー普及拡大議員連盟事務局長・秋本真利）